

一般社団法人住宅医協会 住宅医検定会 実施要項

2023.12 版

一般社団法人住宅医協会

1. 趣旨

- ・住宅医に必要な技術力、実務力などを総合的に判定する審査会として、改修事例を発表する住宅医検定会を実施する。

2. 対象者

- ・住宅医スクール修了生、木造建築病理学講座修了生とする。
- ・発表は原則 1 名 1 物件とする（設計者+施工者等の連名による発表は不可）

3. 対象改修事例

- ・検定会時に完成している、自らが手掛けた改修事例とする。
- ・用途は戸建て住宅、集合住宅、住宅からの用途変更など、住宅に関連するものとする。
- ・構造（木造・非木造）は問わない。
- ・規模は問わない。ただし、原則として、耐久性、耐震性、温熱性、省エネルギー性、バリアフリー性、火災時の安全性の 6 つの性能について、少なくとも一以上の性能向上を行っている事例とする。※「6 つの性能の評価は改修前、改修後とも全て行うこと」

4. 申込方法

- ・希望者は住宅医協会 WEB 専用ページから申込みを行う。
- ・申込は先着順とする。
- ・申込多数の場合は、別の開催日を設定する場合がある。

5. 提出資料

- ・事前に、以下の配布資料を、住宅医協会事務局まで提出する。
（配布資料）A3 版、4 枚（PDF）
- ・改修実績報告シート（エクセル規程書式を使用。A3 版、1 枚分）
- ・その他説明資料（A3 版、3 枚）。改修前後の平面図（兼配置図）、写真の掲載は必須。その他の事項は分かりやすいように自由に記載。

6. 発表方法

- ・発表時の上映データは原則パワーポイントとする。スライドショーができる PDF や画像データ等も可。
- ・検定会当日は、発表者自身の PC から ZOOM に接続し、オンライン形式にて実施する。

- ・発表時間は15分、発表後の審査員による質疑応答は15分程度とする。
- ・パワーポイント等のスライドショーにより、時間内に分かりやすく発表する。

7. 審査方法

- ・検定会の審査委員4名により合否を判定する。
- ・検定会の審査委員は、①計画全般・バリアフリー、②構造・耐震、③温熱・省エネルギー、④調査診断・耐久性等、の各専門家より構成される。
- ・発表事例に携わった審査員は審査を行わず、代理の審査員を依頼する。
- ・審査員は検定者毎に合否判定および講評を記載する。
- ・検定会終了後、審査員全員の協議により合否を決定し、2週間程度以内に検定者へ結果を報告する。
- ・合格基準について
 - 合格 →審査員4名が合格の判定をした場合。
または、審査員の協議の結果、住宅医の水準に達していると判定した場合。
 - 不合格 →審査員2名以上が不合格の判定をした場合。
または、審査員の協議の結果、住宅医の水準に達していないと判定した場合。
 - 条件付き合格 →審査員の協議の結果、審査員が追加指導することで住宅医の水準に達すると判定した場合。
※条件付き合格の場合は、検定会から2ヶ月以内に、条件を付けた担当審査員が追加指導を行い、条件をクリアするレポートを再度作成・提出し、審査員全員の合格をもって検定会の合格とみなす。レポート提出の遅延や不備がある場合は不合格とする。

8. 主な審査基準

- ・改修前の調査診断、改修計画・設計、改修工事（監理）が実施できる技術力、実務力。
- ・既存ドック（6つの性能）を理解し、適切に性能を向上できている。
（※6つの性能全てを向上させることが必須条件ではない。条件や実情に応じて適切に性能が向上できていればよい。将来的に向上させる提案や既の実施した過去の物件に対する分析などでも可。（当時は温熱の知識が無く、〇〇の点について今後はこのように改善していきたい、等））
- ・発表当日のプレゼンテーションの分かり易さ。伝わりやすさ。
- ・住宅医としての資質。（仕事に対する姿勢、誠実さなど）
- ・その他、事例毎に特に必要と思われる点。

以上